

## VI 福岡県看護職員確保対策協議会

## 福岡県看護職員確保対策協議会設置要綱

### (設置目的)

第1条 福岡県内の看護職員の現状を踏まえ、看護職員の確保及び質の向上等を図るための具体的施策を協議するため、福岡県看護職員確保対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1)看護職員の需給に関する事
- (2)看護職員の確保・定着対策に関する事
- (3)看護の質の向上に関する事
- (4)その他必要と認める事

### (組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者の中から15名程度の委員を以って構成し、知事が委嘱又は任命する。

- (1)学識経験者
- (2)看護教育機関
- (3)病院等看護管理者
- (4)関係団体
- (5)就労支援機関
- (6)その他知事が必要と認める者

第3条の2 前条の委員のほか、大学等研究機関から1名程度のアドバイザーを置き、知事が委嘱又は任命する。アドバイザーは、協議会に出席し研究協議・意見交換が活性化するよう助言を行う。

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代行する。

### (委員等の任期)

第5条 委員及びアドバイザーの任期は、2年とする。ただし、委員等が欠けた場合における補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員等は、再任することができる。

### (会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があるときは、会議に委員等以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福岡県保健医療介護部医療指導課医師・看護職員確保対策室において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関しその他必要な事項は、会長が別途定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月8日から施行する。

## 福岡県看護職員確保対策協議会 委員名簿

(任期:令和6年2月13日～令和8年2月12日)

### 【委員】

(敬称略)

区分	所属	委員	
		職位	名前
学識経験者	日本赤十字九州国際看護大学	学長	池松 裕子 ◎
看護教育機関	公立大学法人 福岡県立大学	看護学部長	石田 智恵美
	福岡市医師会看護専門学校	教務長	稲田 由香里
病院等看護管理者	独立行政法人 国立病院機構九州医療センター	看護部長	西山 ゆかり
関係団体	公益社団法人 福岡県医師会	専務理事	瀬戸 裕司 ◎
	公益社団法人 福岡県看護協会	専務理事	掛川 秋美
	公益社団法人 福岡県病院協会	理事	横倉 義典
	公益社団法人 福岡県介護老人保健施設協会	副会長	松本 久美
	一般社団法人 福岡県精神科病院協会	副会長	山浦 敏宏
	一般社団法人 福岡県私設病院協会	理事	川崎 裕司
	社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会	施設・人材・研修部長	武田 明彦
	福岡県有床診療所協議会	会長	原 速
	福岡県訪問看護ステーション連絡協議会	理事	西 秀博
就労支援機関	福岡中央公共職業安定所	統括人材確保担当官	山下 大輔
	福岡県ナースセンター	事業責任者	桑原 淑子

※ 会長・・・◎ 副会長・・・○

### 【アドバイザー】

区分	所属	職位	名前
大学等研究機関	産業医科大学公衆衛生学教室	准教授	村松 圭司